二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。 イ　夜間投縄の実施　次に掲げる方法 (1)　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　水面上にある吹流しの長さを百メートル以上とすること。 (2)　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3)　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとすること。 (4)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (5)　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6)　予備の吹流し装置を保持すること。 ハ　加重枝縄の使用　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの方式により錘が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(3)までに定める要件を満たすものであること。 (1)　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が四十五グラムを超えること。 (2)　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が六十グラムを超えること。 (3)　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が九十八グラムを超えること。	（略）	（略）

二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。 イ　夜間投縄の実施　次に掲げる方法 (1)　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　水面上にある吹流しの長さを百メートル以上とすること。 (2)　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3)　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとすること。 (4)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (5)　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6)　予備の吹流し装置を保持すること。 ハ　加重枝縄の使用　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの方式により錘が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(3)までに定める要件を満たすものであること。 (1)　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が四十五グラムを超えること。 (2)　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が六十グラムを超えること。 (3)　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が九十八グラムを超えること。	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。